

青少年インターネット環境整備基本計画 フォローアップ結果について（概要）

総括

- 平成21年6月策定の基本計画に基づき、およそ1年にわたり着実に施策の推進を実現。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- － 情報モラル教育を推進するため、専門家派遣や教員等に対する専門的研修を実施。〔文科〕
- － 保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座を実施。〔警察、総務、文科、経産〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- － 安心ネットづくり促進協議会における全国各地域での啓発活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務〕
- － 違法・有害情報に関する現状や取組について、ポータルサイトを活用し、随時必要な情報提供を実施。〔内閣官房（IT）〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- － 青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料を作成・配布。〔内閣府、警察、総務、文科、経産〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- － 教員の指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」について、新たに高等学校分を追記するための検討を実施。〔文科〕

5. 国民運動の展開

- － 安心ネットづくり促進協議会における、利用環境整備に関する目標（自主憲章）を共有する国民運動に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- － 携帯事業者及び第三者機関と連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上を促進。〔総務〕

2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの高度化の推進

- － 携帯事業者及び第三者機関と連携し、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能の提供等、多様なフィルタリングサービスの提供を促進。〔総務〕

3. フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

- － インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報された情報を第三者に提供するための基準を策定し、複数のフィルタリングサービス提供事業者に当該情報を提供。〔警察〕

4. フィルタリング普及促進のための啓発活動等

- － 地方公共団体等と連携して、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための各種啓発活動を実施。〔内閣官房（IT）、内閣府、警察、総務、文科、経産〕

5. フィルタリング普及状況等に関する調査研究

- － 青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を個別訪問方式にて実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援
 - － 地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組を25県で支援。〔文科〕
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
 - － 業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援するとともに、違法・有害情報相談センターにおける相談業務の拡充・機能強化を支援。〔総務〕
 - － インターネット上の有害情報対策従事者のストレス状況及び今後の精神的ケア体制の整備に向けた調査を実施。〔経産〕
3. 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
 - － 違法・有害情報に関するトラブルについて、各国消費者の意識、トラブル遭遇状況、ADRの認知の状況等について調査を実施。〔経産〕
4. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援
 - － 全国少年警察ボランティア協会による「インターネット利用による少年サポート活動」に対し必要に応じて協力するとともに、都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察〕
5. その他の活動に対する支援
 - － 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産、内閣府〕

4. その他重要事項

1. サイバー犯罪の取締り等の推進
 - － 出会い系サイト規制法違反や児童ポルノ事犯等サイバー犯罪の取締りを推進するとともに、サイバー犯罪対策プロジェクトを設置するなど取締り体制を強化。〔警察〕
2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
 - － インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報の削除依頼に努力。〔警察〕
 - － インターネット上の児童ポルノについて、事業者及び民間団体における効果的な閲覧防止策の検討を支援。〔警察、総務、経産〕
3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
 - － 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を実施。〔法務〕
4. 迷惑メール対策の推進
 - － 「チェーンメール対策パンフレット」の配布等、迷惑メール相談センターを通じた周知啓発を実施。〔総務〕
5. 国内外における調査
 - － 青少年による携帯電話等の安全で安心な利用に関する調査、子どもの視点を踏まえたICTリテラシー教育のあり方に関する調査など、現在継続的な調査を実施。〔総務〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制
 - － 「IT安心会議」において、随時迅速かつ的確な対応を可能とする体制を関係省庁間で確保。〔内閣官房（IT）〕
2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用
 - － 都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議を通じた地方公共団体への必要な情報提供を実施。〔内閣府〕
3. 国際的な連携の促進
 - － 「安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話」を国際電気通信連合（ITU）と共催し「東京声明」をとりまとめ。〔総務〕

今後の課題

総括

青少年による携帯電話を通じたインターネット利用を前提として、社会全体での更なる取組が必要。

- 携帯電話は、小学生は約2割、中学生は5割弱、高校生はほとんど（約96%）が所有。さらに、携帯電話を所有している青少年のほとんど（小学生：約8割、中学生：約98%、高校生：約99%）が携帯電話を通じてインターネットを利用。^{※1}
- 保護者が青少年のインターネット利用に係るリスクを理解した上で、安心できる環境づくりに官民連携して取り組むべき。^{※2}

1. 教育及び啓発活動の推進

効果的な啓発活動の在り方について検討を進めつつ、家庭におけるルールづくり等の取組を更に支援していくことが必要。

- 心理学的な視点も踏まえた教材の作成や、インターネット上の媒体による広報啓発活動なども検討すべき。^{※2}
- 「家庭のルール」を決めている家庭は、携帯電話について約6割、パソコンについて約5割。^{※1}

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

フィルタリングの簡便化等への支援を続けるとともに、特に保護者に対する啓発活動を強化し、一層の普及に努めることが必要。

- 子どもの犯罪被害などからフィルタリングが機能していないと一方的に決めつけるべきではなく、民間で知恵を出し合って機能改善等に取り組むべき。^{※2}
- 携帯電話のフィルタリング利用率は、小学生で約6割、中学生で5割半ば、高校生で約4割。フィルタリングの利用率は、啓発を受けた経験のある保護者の方が高い。^{※1}

3. 民間団体等の支援

有害情報対策事業者等の民間団体に対し、メンタルヘルスケアを含めた支援の充実を図ることが必要。

- 有害情報を閲覧した青少年や有害情報対策従事者のメンタルヘルスを守るべき。^{※2}

4. その他重要事項

関係機関等との連携の更なる強化が必要。

- 違法情報・有害情報の該当件数は年々増加（33,968件）。なお、インターネット・ホットラインセンターが削除依頼した違法情報の9割近く、有害情報の8割近くが削除に。^{※3}

5. 推進体制等

各国との情報交換等、国際連携の更なる推進が必要。

- 日本の取組は他国においても参考となる先進的なものであり、今後とも国際連携に取り組むべき。^{※2}

※1 内閣府 平成21年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成22年4月7日公表）

※2 内閣府「第6回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」（平成22年4月7日開催）指摘事項

※3 警察庁「平成21年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について」（平成22年3月18日公表）